

三原村移住促進プロモーション事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

- ・令和7年度 HP 及び SNS 用移住プロモーション動画製作委託事業
- ・令和7年度 SNS 広告運用費等委託事業

2. 業務の目的

別紙「令和7年度 HP 及び SNS 用移住プロモーション動画製作委託事業 仕様書」及び「令和7年度 SNS 広告運用費等委託事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

3. 業務の概要

仕様書のとおりとする。

4. 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

5. 見積限度額

- ・令和7年度 HP 及び SNS 用移住プロモーション動画製作委託事業
2,000,000円を上限とする(消費税額及び地方消費税額を含む)。
- ・令和7年度 SNS 広告運用費等委託事業
3,600,000円を上限とする(消費税額及び地方消費税額を含む)。

6. プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告・募集開始 | 令和7年4月4日(金) |
| (2) 質疑受付期間 | 令和7年4月7日(月) |
| (3) 質疑回答 | 令和7年4月9日(水) |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和7年4月10日(木)12時まで |
| (5) 資格要件確認結果通知 | 令和7年4月11日(金) |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和7年4月16日(水) |
| (7) 審査委員会(オンラインプレゼン) | 令和7年4月18日(金) |
| (8) 審査結果の通知及び契約締結 | 令和7年4月下旬から5月上旬 |

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(3)過去2年以内において、移住定住プロモーションや広告業務に類する契約を地方公共団体との間で締結した実績を有していること。

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

(6)その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

7. 連絡先及び提出先

〒787-0892

高知県幡多郡三原村来栖野 346

三原村役場 地域振興課(担当:田野)

電話:0880-46-2111

メール:shinkou@vill.mihara.lg.jp

8. 質疑等

本事業に関する質疑については、質問書(様式第4号)を下記の方法により受付し、回答作成後に三原村ホームページにて公表する。

(1) 提出方法 電子メールとする。(電話及びFAXは不可)

送信先: shinkou@vill.mihara.lg.jp

(2) 提出期限 6.(2) による

(3) 回答 6.(3) による

9. 提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出するものとする。なお、企画提案書は各者1案とする。

(1) 提出書類

ア)提案書(様式第6号)

サイズは原則A4サイズとする。(表現上の不都合がある場合はA3も可)

イ)経費内訳書(様式第7号)

ウ)会社等概要書(様式第8号)

(2) 提出部数

4部(上記アからウまでを1冊の提案とし、正本1部・副本3部で提出)
加えて、電子データを電子メールで提出すること。

(3) 提出期限

6.(6)による。

10. 審査基準

以下の項目で総合的に評価のうえ決定する。

- (1) 仕様書の内容や目的を十分理解した提案となっているか。
- (2) 三原村の魅力発信、認知度向上及び移住促進に高い効果が期待できる提案がされているか。
- (3) 見積もりは適正であるか。

11. 委託候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案者を委託候補者として選定し、結果については結果通知書により通知する。

12. 契約に関する留意事項

- (1) 委託候補者に選定された応募事業者は、本事業に係る第1順位の契約交渉権を得るものである。
- (2) 村は第1順位の契約交渉権を得た事業者と契約交渉を行い、合意に達した場合提出された参考見積書の範囲内で契約を締結し、当該事業者を正式な委託事業者とする。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、町は次順位の者を繰り上げの契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 契約締結後、受託事業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、村は契約を解除することができるものとする。この場合、村は次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。なお、失格事項は次のとおりとする。
 - ① 提案書の提出期限等、所定の期限に遅れた場合
 - ② 本要項及び仕様書違反、提案書(参考見積額含む)と異なる対応をした場合
- (5) 契約保証金は免除する。

13. 参加に際しての留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案書は返却しない。

- (3) 本事業に関連する知的財産権は、三原村に帰属する。契約期間満了後も三原村が無償で使用できること。業務上の必要により使用する場合は、受託事業者の承諾を得るものとする。
- (4) 受託者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。